# ドメイン管理ガイド

(2.0版)

平成 28 年 12 月 1 日

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

# 目次

1	経緯及び目的	1
	具体的なドメイン管理方法	
	(1) 基本原則	
	(2) ドメインの命名規則	2
	(3) ドメインの移行方法	3
	(4) ドメインの管理方法	4
	(5) 対象外ドメイン	7
	(6) 遵守事項(政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 28 年度版))	7

# 【更新履歴】

版	更新年月日	更新内容	備考
数			
1.0	2015年6月5日	第 1. 0 版作成	
2. 0	2016年12月1日	第 2.0 版改定	
		・go ドメイン登録対象機関の整理	
		・非 go ドメイン保有理由を Web サイト上に明	
		記することについて削除	
		・ドメイン移行方法の追記	
		・対象外ドメインの整理	
		・遵守事項の追記	

# 1 経緯及び目的

各府省の Web サイトは、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資するものであることが求められる。

我が国では、現在、各府省、独立行政法人、特殊法人といった政府ドメイン(以下、go ドメインという。)名の登録対象である機関(以下「各府省等」※という。)が運用するサイトのうち、go ドメイン利用サイトが約 600、非 go(「or. jp」、「. com」等)ドメインサイトが約 600 存在しているが、各府省等が独自に整備しているこれら Web サイトを、国民の視点からわかりやすく統合、再構築することが喫緊の課題となっている。また、セキュリティの観点からも、各府省等の Web サイトの正当性を確保していくことも求められている。

海外においては、政府が統一のドメイン管理体系を整備することで、政府の Web サイトの利便性とセキュリティを両立させているが、我が国では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」において go ドメインの使用を遵守事項としている(2(6)遵守事項参照)ものの、ドメイン命名規則など利用面の運用ルールについては整理されておらず、その必要性が指摘されているところである。

上記のような背景から、本ガイドは、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成 26 年 4 月 25 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、ドメイン管理体系の見直し等の取組を通じた国民等利用者にとって、安心で分かりやすいWebサイトの構築に資するため作成したものである。

各府省においては、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」」 (平成 27 年 3 月 27 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、本ガイドに 沿った、自府省内における go ドメイン管理体系の見直しを行いつつドメイン集約化等に向け た取組を実施する。加えて、それぞれの所管する独立行政法人、特殊法人等 go ドメインを取 得できる機関のドメイン保有状況を把握すると共に、ドメイン集約化等に向けた取組を積極的 に行うよう要請するものとする。

※ ここで言う「各府省等」とは、JPドメインの登録管理を行っている株式会社日本レジストリサービス対して go ドメインを登録する資格のある組織であり、具体的には、日本国の政府機関(行政機構図に掲載されている組織)、独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)とする。

#### 2 具体的なドメイン管理方法

#### (1)基本原則

#### ア) 政府機関※が運用する go ドメイン

政府機関が運用する go ドメインは、政策目的別 Web サイトの運用のために独自のドメインを保有するなどの特段の事情がない限り、それぞれ保有する代表ドメインを1つに集約する。したがって、内部部局、地方支分局等については、代表ドメインのサブドメイン、ディレクトリ等で運用する。現在、特段の事情なく独自ドメインを運用している場合には、移行可能なドメインから速やかに代表ドメインへの移行を行い、遅くとも平成 32 年度までを目途に移行を完了する。

なお、庁等の独立組織は、府省と同様に代表ドメインを1つ保有できる。

※ 独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)において、複数の代表ドメインを運用している場合は、本記載を適用する。

#### イ) 各府省等以外が運用する go ドメイン

各府省等以外が運用する go ドメインについては、内閣官房 IT 総合戦略室と担当府省 等が協力して、そのドメインの廃止・移行を実現する。

#### ウ) 各府省等が運用する、非goドメイン

各府省等が運用する非 go ドメインについては、速やかに go ドメインへの移行を行うこととする。

なお、速やかな移行が困難な場合は、その理由及び go ドメイン移行の検討状況をドメイン管理簿上で管理する。

#### (2)ドメインの命名規則

#### a)基本原則

#### ア) わかりやすく、使いやすい表記

- ① 必要に応じてハイフン「一」を使って、利用者がわかりやすい表記を行う。
- ② 利用者が入力しやすいよう、文字数を短くすることが望ましい。但し、短縮することで意味が不明確にならないよう留意する。
- ③ 外国人が多く利用することが見込まれるサイトでは、英語を基本とした表記が望ましい。

#### イ) 適切な命名・表記

- ① 他のドメインと類似であるなど、混乱を招くドメイン名でない。
- ② 他府省がドメインを取得する際に混乱を招かないよう、過大な命名を避け、サイトの

目的に沿った適切な命名を行う。

③ 英語名称やローマ字名称を短縮してドメイン名とする場合、ドメイン名が不適切な単語と合致することがないようにする。

#### b) 組織の記述方法

#### ア)基本的な記述方法

組織のドメイン名は、基本的に英語名もしくは英語略称名を使用する。国民への利便性 を考慮して、ローマ字や日本語でのドメインも使用は可能とする。

ドメインにおける府省等の記述方法は以下①~③のいずれかの方法が望ましい。

① 組織をあらわす英語略称

例 内閣官房: cas. go. jp

② 組織の内容をあらわす英単語

例 復興庁: reconstruction.go.jp

③ 組織をあらわす英単語の略称

例 環境省:env.go.jp

#### イ) ローマ字表記の使用

ローマ字表記は、英語に不慣れな利用者向けなど、必要性のあるサイトにおいて使用することを可能とする。ローマ字表記を行う場合には、ハイフン「-」を活用することで、利用者が理解できるような記述に配慮する必要がある。

#### ウ) 日本語ドメインの使用

日本語ドメインの使用は任意とするが、使用する場合には、漢字は JIS X 0213 の範囲から使用する。

#### エ) サブドメインやディレクトリの活用

各府省等の情報を適切に情報提供するためには、ドメインだけではなく、サブドメインやディレクトリの活用が有効である。サブドメインやディレクトリ命名ルール等について、今後、検討を図っていく。

ただし、先行して、子供向けページに関しては、「www. OO. go. jp/kids/」のように「/kids/」のディレクトリで、各府省等で統一した管理を行う。ある機関において複数の子供向けページを整備している場合には、当該機関全体の子供向けページを案内するページを上記ディレクトリのページに作成し、そこから各ページに移動可能とする。

#### (3) ドメインの移行方法

a) go ドメインを利用していた場合(go ドメイン→go ドメイン) ドメイン移行時には、旧ドメインを1年以上運用し、新ドメインの案内を行う。

#### b) go ドメイン以外を利用していた場合(非 go ドメイン→go ドメイン)

ドメイン移行時には、旧ドメインの運用停止案内をするとともに、旧ドメインへのアクセス状況を踏まえるなどして少なくとも1年以上運用しつつ、新ドメインにサービスの移行をした上で新ドメインの案内ページの表示を行う。また、旧ドメイン運用停止後一定期間旧ドメインの所有を行い、ウェブサイトの利用者が検索サイト等を経由して正規のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策を講ずる。

なお、旧ドメインの運用停止案内をする際には、その案内の中で旧ドメインの保持についても言及する。

#### <参考>運用停止案内における提示要素例

- ・現行の非 go ドメインの運用停止時期
- ・現行の非goドメイン運用停止後は、当該ドメインからの情報提供は一切行わないこと
- ・運用停止する非goドメインで提供している情報の新ドメインでの掲載先
- ・運用停止する非 go ドメインをなりすまし防止のため一定期間所有を継続すること

#### (4)ドメインの管理方法

#### a) ドメイン管理簿の作成

各府省等は、外部からの問い合わせ対応、セキュリティ事故対応等を迅速に行うため、ドメイン管理組織を明確にするとともに、以下の項目を含む情報を集約・整理したドメイン管理簿を作成する。また、内閣官房 IT 総合戦略室は、毎年度、各府省等の実態等を調査する。

### 《ドメイン管理項目》

- 保有ドメイン
- ・ トップページ URL
- 代表サイト名
- ドメイン保有組織
- 担当者、連絡先
- 使用目的
- 業務分類
- 概要
- セキュリティ対策(SPF等)
- ・ 年間ページビュー数

#### 《ドメイン見直し計画項目》

- ・ 今後の維持・廃止・移管についての計画
- 廃止・移管を予定するサイトについてはその時期
- ・ 公開利用有無(内部向け目的で使用しているドメインや、メール用ドメイン等を一

#### 般に公開しているドメインと分別するため。)

# b)ドメイン管理プロセスの整備

各府省等は、組織内のドメイン取得・廃止等に関するプロセスを明確化するとともに、 管理簿により適切な管理を行い、不適切なドメイン名の付与の防止やセキュリティ事故 発生時の対応の迅速化を図ることとする。

ドメイン管理プロセスは、ドメイン取得時の確認プロセスと廃止プロセス、年次での確認プロセスにより構成する。

年次での確認プロセスは、内閣官房 IT 総合戦略室が、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) 等の他のドメイン関連調査と調整の上、実施する。

#### 《ドメイン管理プロセスのイメージ》

図 1. go ドメイン取得時の確認プロセス

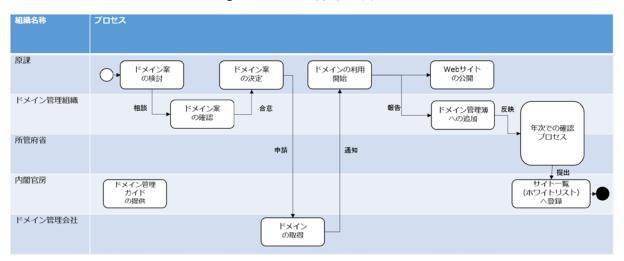


図2. go ドメイン廃止時のプロセス

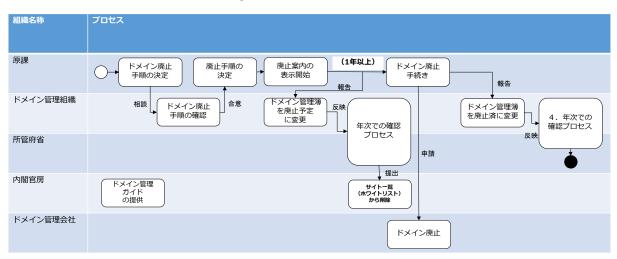


図3. 非goドメイン廃止時のプロセス

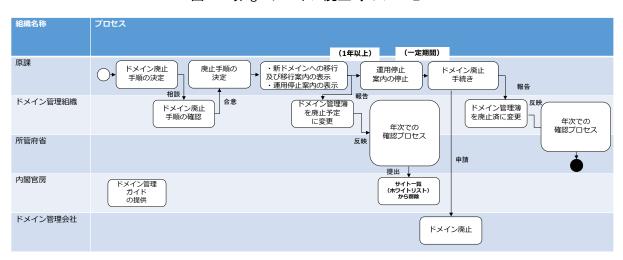
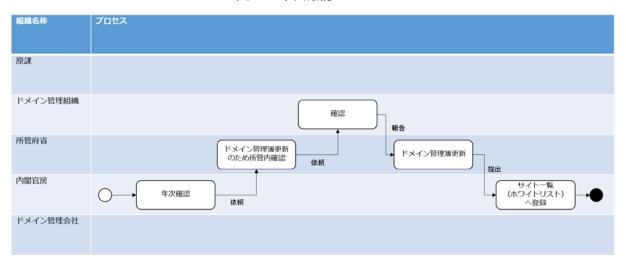


図4. 年次確認プロセス



#### (5) 対象外ドメイン

- a)以下のドメインについては、上記(1)から(4)の対象外とする。
  - ソーシャルメディア等の民間サービスを利用しているため、各府省等では保有していないドメイン(twitter.com、facebook.com など)。
- b) 以下のドメインについては、上記(1)から(3)の対象外とする。
  - 公開サイトで使用していない(使用する予定もない)内部向け目的(省内サイト用、 省内メール用、なりすまし防止用など)のドメイン。
  - 独立行政法人の教育機関が運営する Web サイト (ac ドメイン)
- (6) 遵守事項(政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成 28 年度版)) 政府ドメイン名の使用
  - a) 情報システムセキュリティ責任者は、府省庁外向けに提供するウェブサイト等が実際の 府省庁提供のものであることを利用者が確認できるように、政府ドメイン名を情報システムにおいて使用するよう仕様に含めること。ただし、4.1.3項<sup>1</sup>に掲げる場合を除く。
  - b) 行政事務従事者は、府省庁外向けに提供するウェブサイト等の作成を外部委託する場合 においては、前号と同様、政府ドメイン名を使用するよう調達仕様に含めること。

<sup>1</sup> ソーシャルメディアサービスによる情報発信